

会 議 録

内容承認	公開・非	＜開催日＞令和5年8月7日（月）		＜傍聴人数＞ 1名								
江藤委員長	公開の別	＜時 間＞10：00～11：55		＜傍聴室＞岸和田市役所								
承認	公開	＜場 所＞岸和田市役所 新館4階 第1委員会室		新館4階 議会会議室								
＜名称＞ 第1回岸和田市自治基本条例推進委員会（第5期）												
＜出席者＞ 委員 13 名中 12 名												
自治基本条例推進委員会委員 出欠状況 ○は出席、■は欠席												
江	藤	岸	保	井	池	近		福	田	小	野	福
藤	田	田	米	上	田	森	藪	村	中	関	路	本
○	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永野市長 ※公務のため途中退席												
事務局） 総合政策部：西川部長												
企画課：田中課長、梅基担当長、勝元主査												
＜議題＞												
1 委嘱式												
2 委員自己紹介												
3 委員長・副委員長の選任												
4 岸和田市自治基本条例推進委員会について												
5 今後の委員会の進め方について												
6 その他												
＜会議概要＞												
● 議題1として、市長から各委員に委嘱状を交付 続いて、市長挨拶の実施												
● 議題2として、各委員の自己紹介を実施												
● 議題3として、互選により正・副委員長の選任 江藤委員を委員長に、藤田委員を副委員長に選任												
● 議題4として、岸和田市自治基本条例推進委員会の役割について資料6「自治基本条例推進 委員会（概要）」に基づき事務局から説明を実施 続いて、第4期自治基本条例推進委員会の建議内容及び各課の取組状況の確認について「建 議（第4期）に対する庁内における取組状況等の調査結果（別紙）」に基づき事務局から説明を 実施												

【質疑応答・意見交換】

（委員長）

推進委員会としては、自治基本条例が本市にふさわしいものであり続けているかどうか等について検証し、その結果、条例の解説を補強するのが良いのか、それとも、改正の検討まで必要と考えるといった調査審議を行うものである。

第4期の建議内容を踏まえた取組として、条例第24条（総合計画）について、基本構想が議会の議決事項となるよう改正されたことを確認した。また、改正のあった第22条（個人情報の保護）について、これまで各自治体が条例で個別に定めていた範囲についても、国が法律において一元的に規制するよう整備を行ったことによる改正であることを確認した。

今後の議論の進め方について提案する。

第4期の建議に係る各取組状況について評価を含めて意見交換したい。

前回建議に加えて審議すべきテーマがあれば、各委員の意見を聴取する。

事務局から社会状況を踏まえた審議候補があれば提案されたい。

この順序で、条文の検証を行うのはどうか。

（全委員）

※了承

（委員）

前文に関する取組として、令和3年度から自主防災組織に対する新たな助成金交付が開始されている。こういった助成金か。

また、令和5年5月末時点で74団体が自主防災組織として登録されているが、交付金による増加はあったのか。

（事務局）

助成金の内容については、確認して報告する。

自主防災組織数については、令和3年3月末現在では、68団体が登録されており、2年間で6団体増加している。本増加について、助成金の交付が影響しているかどうかについては、確認して報告する。

（委員）

第13条（職員の責務）について、正規・非正規にかかわらず対等に発生するものか。

（事務局）

職員の責務としては正規・非正規に関わらず同様に発生する。一方で、業務については事務分担によりそれぞれ役割を果たしているところである。

（委員）

第 21 条（情報の共有）について、広報紙の町会加入者への配付は 100%できているか。町会未加入世帯には不配付のところもあるときいている。

（事務局）

広報紙の配付状況については、確認して報告する。

（委員）

建議付帯意見に記載の本条例の普及・啓発について、市が作成した動画を視聴した。現在、ジェンダー問題については社会的にも言及されているところであるが、動画で使用されている表現等について古い概念のまま作成されているよう感じた。見直す必要があるのではないか。

（委員長）

非常に重要な指摘である。条例そのものには関わらないかもしれないが、研修資料として適切か確認する必要がある。

（事務局）

動画については、平成 28 年度に作成したものであり、内容を確認し、現在の社会に適合するように適切な表現等について検討を進めていく。

（委員）

町会の加入者数が減少傾向にあると聞いている。加入者、未加入者の違いについて知りたい。

（事務局）

町会の加入状況について、確認して報告する。

（委員）

町会加入のメリット・デメリットがわかりにくい。また、町会費の会計については、より透明性をもたせてほしい。町会費の金額は町によって異なるのか。

（事務局）

町会に加入するメリットとしては、防犯灯の設置、安心安全の強化につながっている。町会費の金額が異なるかどうかについては、確認して報告する。

（委員）

建議付帯意見に記載の本条例の普及・啓発について、自治基本条例が施行されてから、十数年が経過した。市民に自治基本条例が浸透しているか、これまでのアンケート調査にて確認で

きる部分はないか。

（事務局）

アンケート結果について、確認して報告する。

（委員長）

アンケート調査を実施しても、知っている方、そうでない方に分かれる。条例を知らない方に対してどう訴求していくのか、条例の広報に係る課題の一つである。

（委員）

第21条（情報の共有）について、市民活動サポートセンターの取組や市内各町、各地域で行われているまちづくり活動など、市民に知ってもらう機会を提供するためにも効果的に発信することが大事と考える。

（委員長）

只今の発言については、第5期としての建議にも関連する重要なご意見と考える。

（委員）

第22条（個人情報の保護）について、どこまでが個人情報であるのか。独居老人の災害時の安全確保などを支援するために、行政から市民活動団体等へ名簿提供することは可能か。

（事務局）

個人情報保護の観点から、一般的に、名簿の提供は難しい。一方で、災害対策にかかる行政と団体等との連携については、確認して報告する。

（委員）

第23条（説明責任）について、市民説明会を実施しているとあるが、参加者が少ないことがある。市民の関心が得られるよう要因について考える必要があるのではないか。

（事務局）

説明会の開催については、より多くの市民に参加いただけるよう、周知方法について検討していく必要がある。

（委員）

第14条（コミュニティ活動）及び第15条（地区市民協議会）に関して、町会への加入については、市として促進しているものであるか。また、市は、コミュニティの入り口として、地区市民協議会、町会のどちらをメインと考えているのか。

（委員）

町会と地区市民協議会については、全く別の組織と考える。町会は、地域のつながりの入り口であり、地区市民協議会は、各種市民組織や団体の代表者などによって構成されているものとする。

（事務局）

町会、地区市民協議会ともに必要な組織であると考えている。

なお、町会加入に対する市の考え方については、確認して報告する。

（委員長）

第４期の議論では、町会はあくまで任意団体につき、市が加入を強制することはできないが、町内のつながりを強化することで、広報紙の配付や災害時の共助に有益であるという話があったので補足として述べておく。

（委員）

町会の役員の担い手不足や役員高齢化に伴う広報紙の配付や集金等に係る課題もある。町会の制度そのものについても見直しの検討が必要ではないか。

（委員長）

町会はあくまで任意団体につき、市や本委員会が意見等を述べることは、はばかれる。一方で、問題意識は委員指摘のとおりである。町会とは異なった形で広報紙の配付や、共助の強化をフォローできるアイデア出しができれば良いと思う。

（委員）

自治基本条例の「自治」の最小単位は町会や自治会であり、自分たちの町のまちづくりを考えていく組織である。市単位ではなく、町単位での取組や市民の行動について考えていくことが自治基本条例を考えていくうえでは、根幹になる部分と考える。

（委員長）

これまで出てきたテーマとしては、「個人情報の保護」「広報（情報の共有）」「コミュニティ活動のあり方」があった。次回、これらに加えて、議論すべき内容はないか。

（委員）

こども園の推進に係る、教員の給与面など詳細について、本委員会で議論可能か。

（事務局）

個別事業の詳細については、本委員会ではなく別の機会に議論いただくこととなる。

（委員）

自治基本条例の中で行政、市民、議会など、それぞれの役割について規定されているが、健全な行政運営に向けて、もう一度それぞれの役割について議論すべきではないか。

（委員長）

第16条（協働）において、市、市民、事業者がそれぞれ信頼のうえで協働することが規定されている。適切な関係の構築について、議題にできる。

（副委員長）

建議付帯意見については、条例の普及・啓発の観点である。他条例等においても同様の課題をかかえており、一つの方法として学校で教授すべきという意見をよくきく。しかしながら、学校で教えるだけではなく、大事なものは、家庭で関わってもらうことである。この点を踏まえて、どのように自治基本条例を普及・啓発していくのか考えていく必要がある。

加えて、町会にも関連することであるが、現在の社会状況では、単身世帯が増加傾向にあり、組織としてのあり方や単身者・個人との関わりについても考えていくべきではないか。

（委員長）

次回については、本日の議論を踏まえて、ポイントを絞って進めることとする。また、各委員が記入した「ご指摘・ご意見シート」についても参考とする。なお、社会状況を踏まえた事務局からの審議候補の提案があれば、合わせて示すこととする。

- 議題5として、今後の委員会の進め方について資料 8「自治基本条例推進委員会（第5期）スケジュール（案）」に基づき事務局から説明を実施

- 次回開催予定

令和5年11月13日（月）（日時詳細については、事務局で調整）